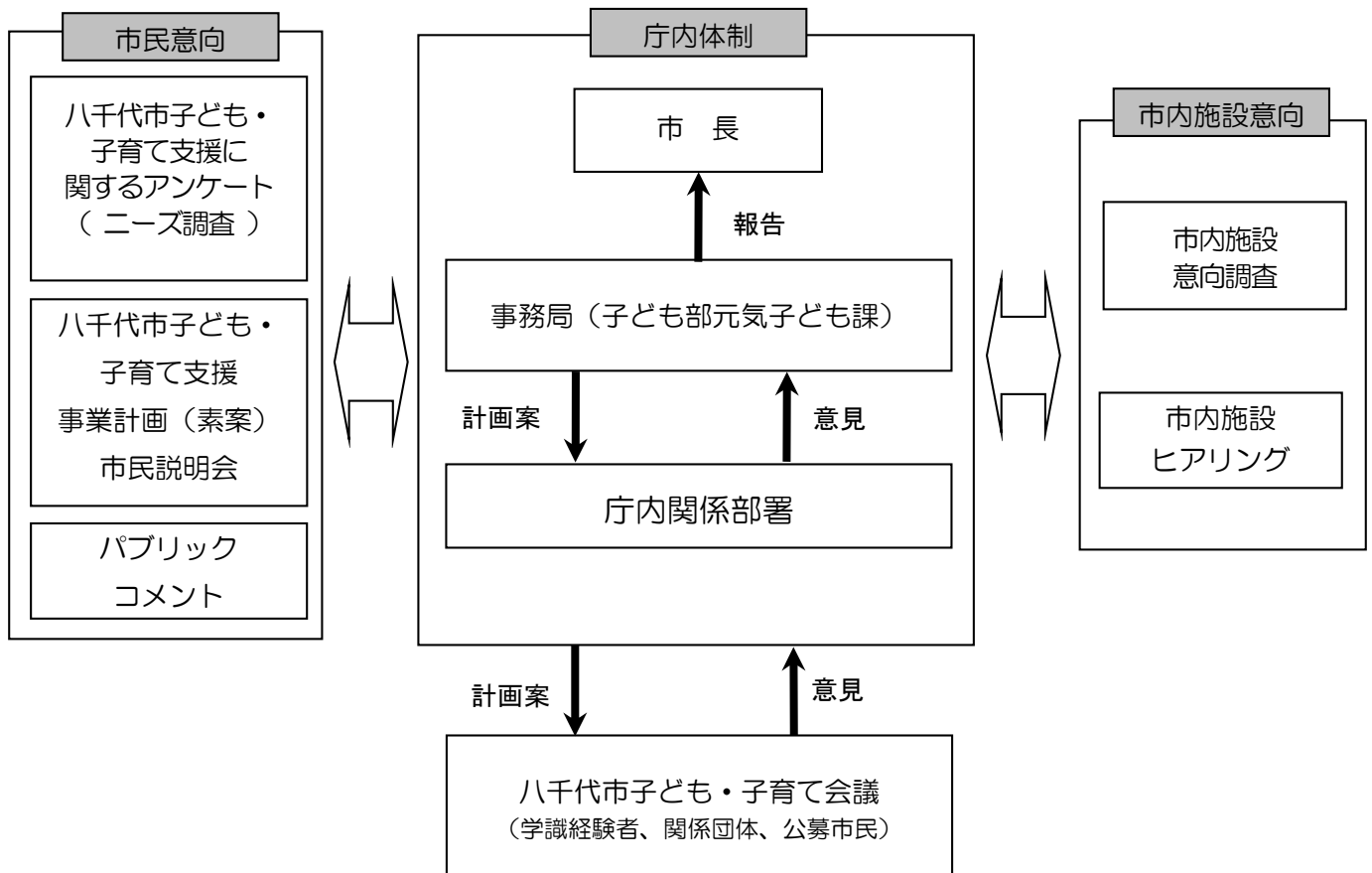


資料

1. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条に規定する「八千代市子ども・子育て会議」を平成 25 年 9 月 30 日に設置し、その会議の中で計画内容等の検討を行ったほか、市内の子ども・子育て世帯の現状と教育・保育・子育て支援事業の需要を把握するとともに、パブリックコメント手続きを経て作成しました。



2. 八千代市子ども・子育て会議

(1) 委員名簿

氏名	区分	摘要
櫻井 陽子	法第6条第2項に規定する保護者	市民公募
友森 恵美子	法第6条第2項に規定する保護者	市民公募
藤原 由紀子	法第6条第2項に規定する保護者	市民公募
阿部 三喜子	市民	市民公募
竹内 孝江	市民	市民公募
奥村 諭己	法第7条第1項に規定する子ども・子育てに関する事業に従事する者	八千代市私立幼稚園協会
藤澤 彩	法第7条第1項に規定する子ども・子育てに関する事業に従事する者	八千代市私立幼稚園連盟
丸山 純	法第7条第1項に規定する子ども・子育てに関する事業に従事する者	八千代市民間保育協議会
茂呂 剛	法第7条第1項に規定する子ども・子育てに関する事業に従事する者	八千代市民間保育協議会
石田 祥代	学識経験者	東京成徳大学
神長 美津子	学識経験者	國學院大學
中山 哲志	学識経験者	東京成徳大学
田中 宏行	その他市長が必要と認める者	八千代商工会議所
横山 貞夫 (平成26年6月2日就任)	その他市長が必要と認める者	八千代市校長会
八木 陽 (平成26年6月1日退任)	その他市長が必要と認める者	八千代市校長会
吉垣 信義	その他市長が必要と認める者	八千代市民生委員児童委員協議会連合会

(2) 開催状況

開催日	議 題
平成 25 年度第 1 回 11 月 19 日 (火)	(1) 会長及び副会長の選出について (2) 子ども・子育て支援新制度の概要について (3) 八千代市子ども・子育て会議について (4) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)について (5) 本市が実施している子ども・子育て施策の概要について (6) 子ども・子育て支援に関するアンケート(ニーズ調査)の実施について
平成 25 年度第 2 回 12 月 17 日 (火)	(1) 教育・保育提供区域の設定について (2) 子ども・子育て支援に関するアンケート(ニーズ調査)の実施について
平成 25 年度第 3 回 3 月 26 日 (水)	(1) 八千代市子ども・子育て支援に関するアンケート(ニーズ調査)の結果について (2) 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みについて
平成 26 年度第 1 回 5 月 14 日 (水)	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みについて
平成 26 年度第 2 回 7 月 18 日 (金)	(1) 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みについて (2) 子ども・子育て支援新制度に関する基準について
平成 26 年度第 3 回 8 月 22 日 (金)	(1) 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策について (2) (仮称)子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
平成 26 年度第 4 回 10 月 17 日 (金)	(1) 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の確保方策について (2) (仮称)子ども・子育て支援事業計画の素案について
平成 26 年度第 5 回 11 月 21 日 (金)	(仮称)八千代市子ども・子育て支援事業計画の素案について
平成 26 年度第 6 回 12 月 19 日 (金)	(仮称)八千代市子ども・子育て支援事業計画の素案について
平成 26 年度第 7 回 2 月 18 日 (水)	(1) 「八千代市子ども・子育て支援事業計画(案)」について (2) 利用者負担(案)について

(3) 八千代市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日

条例第16号

(設置)

第1条 市に、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、八千代市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 市民
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平

成27年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に招集される会議及び第4条第1項の規定により互選される前に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和49年八千代市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第3に次のように加える。

子ども・子育て会議	会長	7,500
	委員	7,000

3. 八千代市子ども・子育て支援に関するアンケート(ニーズ調査)実施概要

(1) 目的

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく子ども・子育て支援事業計画（平成27年～31年度）を策定するため、市内の子ども・子育て家庭の現状と教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを把握しました。

(2) 調査期間

平成26年1月6日（月）～1月31日（金）

(3) 配布内訳

調査票区分	対象	配布内訳	配布・回収方法
就学前児童世帯用	平成25年12月17日現在で、0～5歳の子どもがいる保護者（あて名は子ども）	2,500	本市の7圏域ごとの対象児童の人口比率（平成25年11月末現在）を基に、住民基本台帳から無作為に抽出し、郵送配布・回収
就学児童世帯用	平成25年12月17日現在で、小学1年生から4年生の子どもがいる保護者（あて名は子ども）	1,500	本市の7圏域ごとの対象児童の人口比率（平成25年11月末現在）を基に、住民基本台帳から無作為に抽出し、郵送配布・回収
合計		4,000	

(4) 回収状況

	就学前児童世帯用	就学児童世帯用	総計
配布数	2,500 通	1,500 通	4,000 通
回収数	1,464 通	841 通	2,305 通
回収率	58.56%	56.07%	57.63%

(5) 調査項目

国が示した基本設問を基本に、幼児期の学校教育・保育及び地域子育て支援等に関する内容で構成し、就学前児童世帯用28問、就学児童世帯用23問としました。

①就学前児童世帯用 調査項目

- ◇〈お住まいの地区〉についてうかがいます◇
- ◇封筒のあて名のお子さんご家族の状況についてうかがいます◇
- ◇子どもの育ちをめぐる環境についてうかがいます◇
- ◇あて名のお子さんの保護者の就労状況についてうかがいます◇
- ◇あて名のお子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況についてうかがいます◇
- ◇あて名のお子さんの地域の子育て支援事業等の利用状況についてうかがいます◇
- ◇あて名のお子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望についてうかがいます◇
- ◇あて名のお子さんの病気の際の対応についてうかがいます◇（平日の教育・保育を利用す

る方のみ)

- ◇あて名のお子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用についてうかがいます◇
- ◇小学校就学後における放課後の過ごし方についてうかがいます◇
- ◇育児休業の取得状況や短時間勤務制度など職場の両立支援制度についてうかがいます◇
- ◇すべての方に、八千代市の子育て環境や支援についてうかがいます◇

②就学児童世帯用 調査項目

- ◇〈お住まいの地区〉についてうかがいます◇
- ◇封筒のあて名のお子さんご家族の状況についてうかがいます◇
- ◇子どもの育ちをめぐる環境についてうかがいます◇
- ◇あて名のお子さんの保護者の就労状況についてうかがいます◇
- ◇あて名のお子さんの、放課後などの過ごし方についてうかがいます◇
- ◇あて名のお子さんの地域の子育て支援事業等の利用状況についてうかがいます◇
- ◇あて名のお子さんの病気の際の対応についてうかがいます◇
- ◇あて名のお子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用についてうかがいます◇
- ◇育児休業の取得状況についてうかがいます◇
- ◇すべての方に、八千代市の子育て環境や支援についてうかがいます◇

4. 用語解説（50音順）

あ 行

育児休業

育児休業制度（育児介護休業法第5条～第9条）に基づき、労働者が、申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができ、一定の場合、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業をすることができることが定められている制度。

一時預かり

保護者の就労や病気等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合に保育園等において子どもを一時的に保育すること。

NPO

Non-Profit Organization（民間非営利組織）の略。ボランティア活動や社会貢献活動を通じて、地域や社会の問題を解決しようとする団体。

か 行

核家族

夫婦とその未婚の子ども、夫婦のみ、父親または母親とその未婚の子どものいずれかからなる家族。

学童保育所

保護者が就労等により主に日中家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業を実施する施設。

確認

認可を受けた施設・事業等を、その申請に基づき、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認すること。

家庭教育

親がその子に家庭内で、言葉や生活習慣、コミュニケーションなど生きていく上で必要なライフスキル（生きていくうえでの技術）を身につける援助をしてやること。

家庭的保育（保育ママ）

保育士等の資格を持った家庭的保育者が、仕事や疾病等の理由で子どもの保育ができない保護者に代わり、家庭的保育者の自宅において家庭的な雰囲気の中で少人数の子どもの保育を行う事業。

環境学習

環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習。

休日保育

日曜日、祝日、年末年始に保護者が仕事、病気などで保育ができなくなったときに行われる保育。

教育・保育施設

認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育園のこと。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む平均子ども数を表す。

固定的役割分担意識

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年8月成立）のこと。

子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年8月成立）の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、認定こども園、幼稚園、保育所の量的確保、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を進めていくもの。

子ども・子育て支援法

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。

子どもの居場所

子ども自らがのびのびと成長できるよう、放課後や休日に子どもが自由に集まり自由に過ごす場所。

子どもの権利に関する条例

子どもにとって大切な権利とともにその具体的な保障の体系と仕組みを示す「総合条例」と、子どもの権利を特定の仕組みにおいて保障しようとする「個別条例」、子ども施策の基本原則を条例で示すことで将来に向けた持続的な推進を図ることを狙う「施策推進の原則条例」に分類される。自治体により条例に盛り込まれた内容は異なるが、いずれも子どもの権利擁護の視点に立ったものである。

子ども110番の家

子どもが何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたとき、子どもの避難所として登録した家、店がその子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動。

さ

行

里山

人里近くにあって人々の生活と結びついた山・森林。ほたるやめだか等が生息する日本の原風景とも言える地域。

時間外保育（延長保育）

保育園の11時間の開園時間を超えて、さらにおおむね30分以上の延長保育を行うこと。八千代市においては、平日（公立）午前7時から午前8時30分まで、午後5時から午後7時まで、（私立）午前7時から午前8時30分まで、午後4時30分から午後7時まで、土曜日（公立・私立）午前7時から午前8時30分まで、午後0時30分から午後7時までの保育を時間外保育と呼ぶ。なお、公立保育園2園で平日午後7時から午後8時まで実施している保育を延長保育と呼ぶ。

次世代育成支援対策

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取り組み。

次世代育成支援対策推進法

保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われることを謳う法律で、行動計画の策定、次世代育成支援対策推進センターの指定、次世代育成支援対策地域協議会の組織について明記されている。

児童虐待

身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト（家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど）に分類される行為。

児童遊園

児童福祉法に基づく児童厚生施設で、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設（屋外）。

ジュニアなかよしボランティア

10代の子どもたちが小さい子どもとの触れ合い・遊ぶ体験をとおして子育て・子育てを学ぶ事業。

準要保護児童

児童または生徒の保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる場合は、当該児童生徒を「準要保護児童生徒」とする。

ショートステイ（子育て短期支援事業）

出産、疾病、就労、冠婚葬祭等のため、子どもを一時的に養育することができない、または家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るため、宿泊を伴う一時預かりを行う事業。

スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者のこと。

た 行

待機児童

子育て中の保護者が保育所または学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童。

地域型保育事業

子ども・子育て支援新制度において、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業。保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方など、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保していくとしている。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業に区分される。

地域子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした施設。八千代市においては市内7圏域の公立保育園等に併設し、母子保健事業と子育て支援事業を連携させた各種事業を展開し、妊娠から出産、乳幼児期までの切れ目のない支援の提供と、地域のネットワーク化を図っている。

地域子ども・子育て支援事業

市町村は、子ども・子育て支援法第59条により、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次の事業を行うものとされている。

- ア 時間外保育事業
- イ 放課後児童健全育成事業（学童保育所）
- ウ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- エ 地域子育て支援拠点事業
- オ 一時預かり事業
- カ 病児保育事業
- キ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ク 妊婦健康診査
- ケ 乳児家庭全戸訪問事業
- コ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
- サ 利用者支援事業
- シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ス 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

地域スポーツクラブ

地域を母体とし、子どもから大人までのあらゆる年齢層の会員で様々なスポーツやレクリエーション活動を行うことを目的とした組織。

チームティーチング

学級の指導に一人の教員が当たるのではなく、複数の教員がチームをつくり、児童生徒の指導に当たる、または、クラスの枠を外し（学年全体）を複数教員で指導する授業形態。

DV

「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」を指す。「ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）」の略。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」のこと。

特別支援学級

小学校、中学校等に、教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために置かれた学級。

特別支援学校

障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

都市公園

都市公園法により、国または地方公共団体が設置する公園または緑地。日常的な利用に供する公園（住区基幹公園。街区公園など。）、都市地域全般の利用に供する公園（都市基幹公園。総合公園など。）などに分類される。

トワイライトステイ

出張や残業など帰宅が遅くなる時、または家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るため、夕方から夜間にかけての一時預かりを行う事業。

な 行

日常生活用具

障害児（者）の日常生活の便宜を図るための用具。視覚障害者用のポータブルレコーダー・拡大読書器・点字図書や聴覚障害者用屋内信号装置、肢体不自由者および難病患者用ベッド・入浴補助用具・スロープなどがある。

認定こども園

保育所および幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。

バリアフリー化

障害者・高齢者などが生活を営む上で障壁や支障などが無い状況にしていくこと。

ひきこもり

さまざまな要因によって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。

病児・病後児保育

（病児対応型）子どもが病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合、病院・診療所、保育園等に付設された専用スペースで一時的に保育すること。

（体調不良児対応型）子どもが保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育園において、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を図ること及び保育園に通園する子どもに対して保健的な対応等を行うこと。

（病後児対応型）子どもが病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間に病院・診療所、保育園等に付設された専用スペースで一時的に保育すること。

ファミリー・サポート・センター

地域での子育て支援を目的として、子どもを預けたい人（依頼会員）と預かる人（協力会員）がお互いに会員になり、その会員間で「子どもを預かる」などの有償の相互援助活動を行う。

不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること。ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。

保育園

保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設。

保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（子ども・子育て支援法第19条）

○認定区分

- ・ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ・ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

放課後子ども教室推進事業

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する事業。

放課後等デイサービス

学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること。

保護命令

配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力を防ぐため、被害者の申立てにより、裁判所が、加害者に対し、被害者へのつきまとい等をしてはならないこと等を命ずる命令。

補装具

身体障害者が装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものの総称。具体的には、義肢（義手・義足）・装具・車いす、肢装具・杖・義眼・補聴器もこれにあたる。

や

行

八千代市子どもにやさしいまちづくりプラン

社会全体が子育て支援社会の構築に取り組み、子育て支援施策を総合的、計画的に推進するための「エンゼルプラン」として、八千代市が平成11年3月に策定した計画。

八千代市次世代育成支援行動計画

八千代市における子ども施策と子育て支援施策の基本計画。平成17年度から平成26年度までの10年間の時限立法である次世代育成支援対策推進法に基づき、前期計画（5か年計画）が平成17年に、後期計画（5か年計画）が平成22年に策定された。

幼稚園

満3歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設。

要保護児童

児童または生徒の保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である場合は、当該児童生徒を「要保護児童生徒」とする。

ら**行****レスパイトサービス**

乳幼児や障害児（者）、高齢者などを在宅で介護している家族を癒やすため、一時的に介護を代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス。

わ**行****ワークショップ**

特定の課題について、担当者や専門家等が自ら討議し、グループの中で課題解決や学びを行う方法。

ワーク・ライフ・バランス憲章

平成19年12月18日、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」のこと。